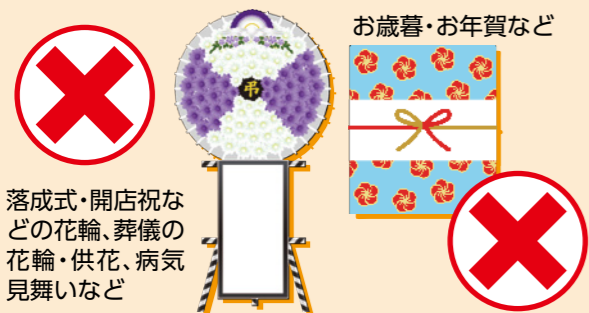


『三ない運動』をご存じですか？

政治家の寄附は禁止(贈らない)! 政治家の寄附を求めない! 受け取らない!

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、総務省ホームページ
【なるほど選挙「寄附の禁止」】
をご確認ください。

政治家の寄附は禁止!
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止!
年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかわらない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金を物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



【お問合せ】
うるま市選挙管理委員会 ☎973-4332

広報誌「総務省」(2019年12月号)より

第三者行為による病気やケガにあっただら、 まずご連絡を!!

【お問い合わせ】国民健康保険課 TEL:989-5347

交通事故など第三者の行為によるケガや病気でも国民健康保険で診療を受けることができます。

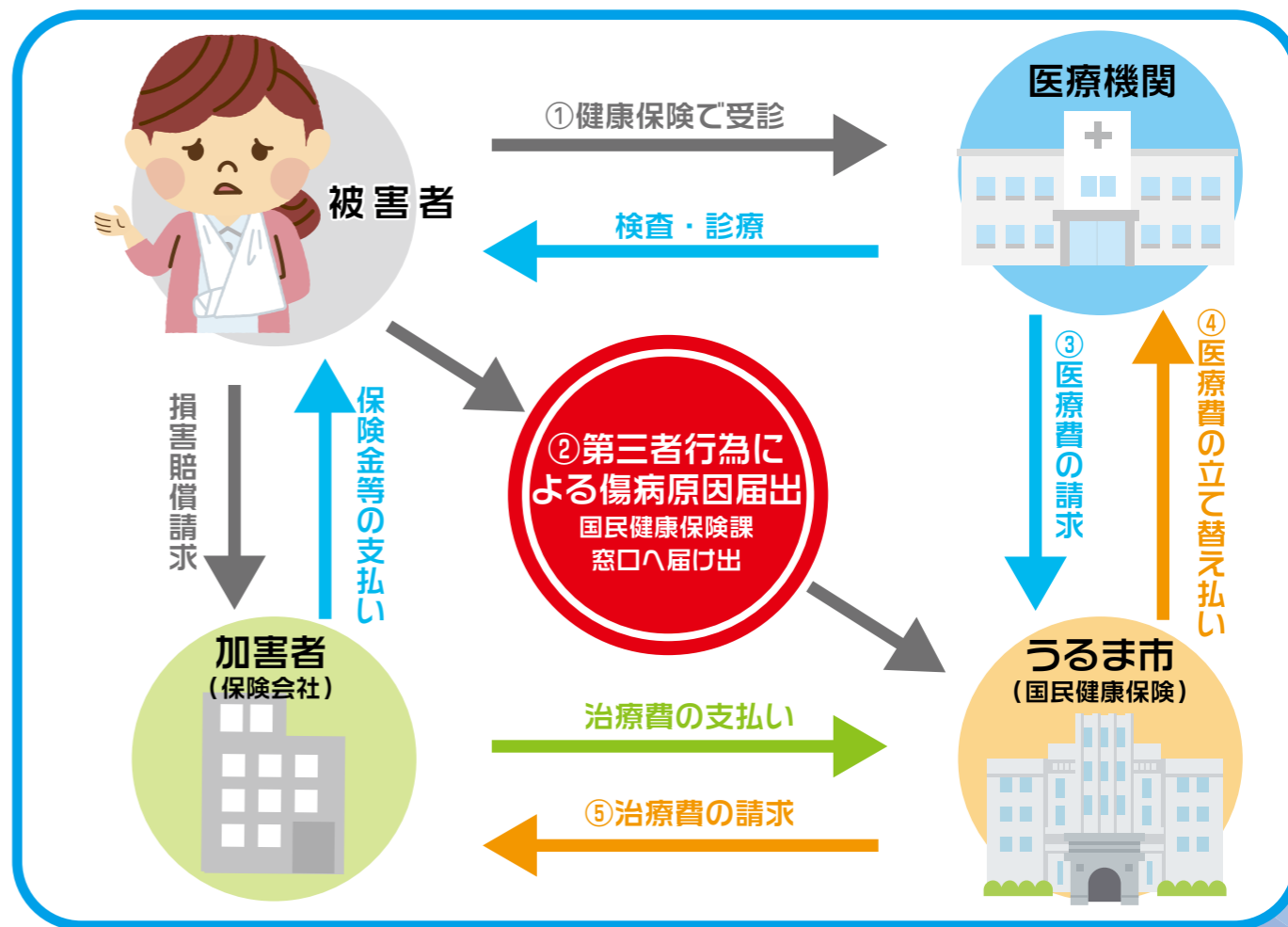
第三者の行為によるケガや病気にあった場合は、必ずうるま市国民健康保険課へ連絡し「第三者行為による傷病届出書」を提出してください。

被害者が健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を国民健康保険が負担したことになりますので、後日、国民健康保険課は、その治療費を加害者または、自動車保険会社などに請求します。この請求に必要な書類が「第三行為による傷病届出書」です。加害者から治療費を受け取ったり示談をすませたりすると、給付ができなくなる場合がありますので、ご注意ください!!

示談の前に必ずうるま市国民健康保険課まで、ご連絡ください。

交通事故など第三者の行為によるケガや病気って...

1. 交通事故
2. 他人のペットなどによるケガ
3. 不当な暴力や傷害行為によるケガ
4. 他者の建物で設備欠陥などによる事故
5. 購入食品や飲食店などでの食中毒等



CASHLESS

日本どこでも
このマークのお店なら
キャッシュレスで
最大5%還元

キャッシュレス・消費者還元事業

消費者還元期間
2019年10月～2020年6月

対象店舗で登録されたキャッシュレス決済手段でお買い物をした消費者に対して、最大5%ポイントを還元するキャッシュレス・消費者還元事業が始まりました(2020年6月まで)。この機会にキャッシュレスでお買い物しませんか。

○対象店舗はどこですか？

制度に登録した左記のマークが貼ってあるお店です。また、本事業のホームページでもお店を探すことができます。

ホームページを
Check!!

【お問合せ先】ポイント還元事務局
・消費者向け:0120-010975
・事業者向け:0570-000655
(IP電話等)042-303-4203

